令和7年度　上越市奨学金　認定所得額計算書（記載例）

※「認定所得額」とは、保護者等の１年間の所得金額から特別控除額（下記の「特別控除額表」のとおり）を引いた金額のことです。

※ 次の①から③に基づき、「認定所得額」を求めてください。

① 同一世帯に「特別控除額表」に当てはまる者がいる場合は「該当者の有無」欄に〇を付ける。

「特別控除額表」

区分	特別の事情	特別控除額表					該当者の有無（有の場合は〇を付ける）
就学者分控除	**本人以外の就学者**がいる世帯（児童・生徒・学生１人につき）	小学校				8万円	
		中学校（中等教育学校前期課程含む）				16万円	
					自宅通学	自宅外通学	
		高等学校（中等教育学校後期課程含む）		国・公立	28万円	47万円	自宅通学　・　自宅外通学
				私　立	41万円	60万円	自宅通学　・　自宅外通学
		高等専門学校		国・公立	36万円	55万円	自宅通学　・　自宅外通学
				私　立	60万円	80万	通学
		大学（大学院含む）		国・公立	59万円	102万円	宅外通学
				私　立	101万円	144万円	自宅通学　・　自宅外通学
		専修学校	高等課程	国・公立	17万円	27万円	自宅通学　・　自宅外通学
				私　立	37万円	46万円	自宅通学　・　自宅外通学
			専門課程	国・公立	22万円	62万円	自宅通学　・　自宅外通学
				私　立	72万円	112万円	自宅通学　・　自宅外通学
その他の控除	母子・父子世帯					49万円	
	障害のある人がいる世帯	障害のある人１人につき（※障害者手帳の写しなどの証明書類が必要）				86万円	

兄が私立大学に自宅外から通っている。

※身体障害者手帳（写し）、療育手帳（写し）、精神障碍者保健福祉手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、障害基礎年金等の年金証書（写し）

備考１ 「就学者分控除」欄の「本人以外の就学者がいる世帯」の控除は、申込者本人を除く世帯員を対象とする。

備考２ 該当する特別の事情が2以上ある場合は、それらの控除を合わせて控除することができる。

② 保護者等の１年間の所得金額から「特別控除額表」より当てはまる金額を引く。

この金額が「上越市教育委員会の定める金額」以下である

【保護者等の１年間の所得額】		【該当する特別控除額の合計】		【認定所得額】
550万円	―	144万円	＝	406万円

源泉徴収票より転記する。

③ 上記②の計算により算出された【認定所得額】が上越市教育委員会の定める金額以下である場合、所得基準を満たしています。（本人が高校生等の場合：352万円以下、本人が大学生等の場合：466万円以下）

【メモ】